

使役の事象構造を考える

長谷川明香 (東京造形大学)・田中太一 (東京農工大学)

1. 本発表の目的

本発表では、続く第2から第4発表の準備として、使役にかかわる概念、および、西村 (1998) などの認知文法 (的) 先行研究の議論を紹介する。

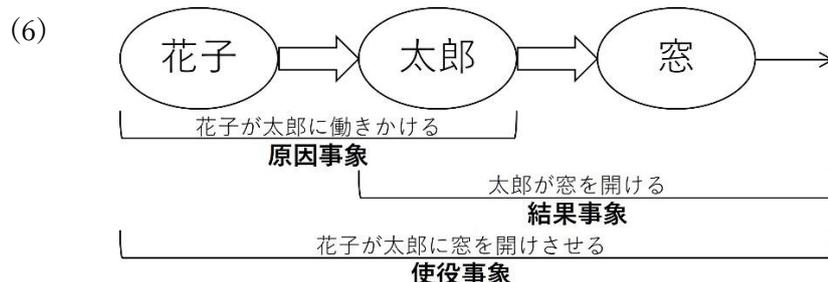
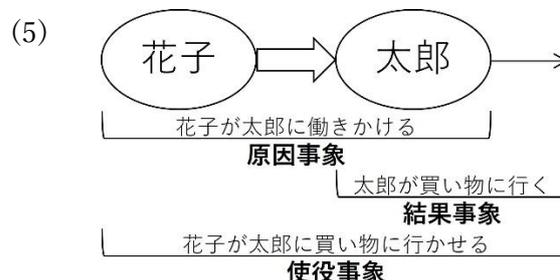
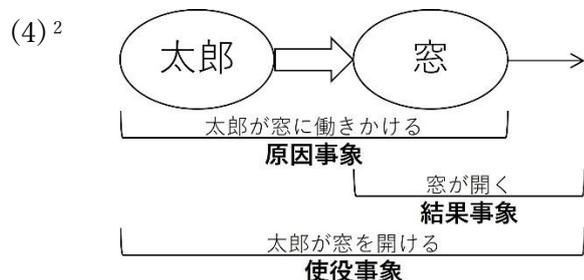
2. 使役事象、使役構文とは

■使役事象：原因事象と結果事象からなる複合事象

使役構文：原因・結果という因果関係を述語部分で表わすもの

(「昨日眠れなかったので、今日は朝から眠たくてしかたがない」のような文は対象外)

- | | | |
|-----|------------------------------------|------------------------|
| (1) | a. Taro opened the door. | 〈語彙的使役構文〉 |
| | b. 太郎は窓を開けた。 | 〈語彙的使役構文〉 |
| (2) | a. Hanako made Taro go shopping. | 〈生産的使役構文〉 ¹ |
| | b. 花子は、太郎に買い物に行かせた。 | 〈生産的使役構文〉 |
| (3) | a. Hanako made Taro open the door. | 〈生産的使役構文〉 |
| | b. 花子は、太郎に窓を開けさせた。 | 〈生産的使役構文〉 |



¹ 「生産的」の代わりに、「迂言的」「分析的」という用語があてられることもある。

² (4) は、西村・野矢 (2014: 104) に若干の修正を加えて作成した。Langacker (1990: 216-219) に、(問題となっている) 因果連鎖の始点・終点が主語・直接目的語と対応しているとの言及があることにも注意されたい。黒田 (1975: 280, 298)、Lakoff and Johnson (2003² [1980¹]: 70) も参照。また、(1) の典型的な解釈では、後述するように、太郎の窓への働きかけと窓の変化が、並行的あるいは順に起こる2つの別個の出来事ではないこと、その点で(4)の図式化にも限界があることは留意しておく必要がある。

■使役構文のプロトタイプ

生産的使役構文よりも語彙的使役構文のほうが、一般に、原因事象と結果事象の関係が緊密
語彙的使役構文のプロトタイプ：(7)・(8)

cf. agent のプロトタイプ：an animate entity [that] intentionally and responsibly uses its own force, or energy, to bring about an event or to initiate a process (Lyons 1977: 483)

- (7) 使役構文のプロトタイプは、主語の指示対象 X が目的語の指示対象 Y に特定の変化を生じさせることを意図して Y に働きかけ、その直接の結果として、Y が実際にそのように変化する、という捉え方を表し、その述語動詞は（主語の指示対象がそのように変化する、という捉え方を表す自動詞としばしば形態的に対応する）単一の語彙項目である。したがって、本章では語彙的使役 (lexical causative) 構文のある種の用法を使役構文のプロトタイプと考えていることになる (cf. 西村 (1998))。使役構文のプロトタイプにおける述語動詞が単一の語彙項目であることは、X による Y への働きかけという原因事象 (causing event) と Y の変化という結果事象 (caused event) が分かち難いほど緊密に結びついている、という捉え方を反映していると考えられる。 (西村・長谷川 2016: 298-299)

- (8) 直接操作 (direct manipulation) : A から E までのシナリオ

- A. 行為者 (人間) は行為対象に (位置、状態などにおける) 何らかの物理的変化を生じさせることを目標としている。
- B. 行為者は A の目標を達成するために何らかの身体的な動作を行為対象に対して行う。
- C. 行為者はその身体的動作をコントロールしている (他者等に強制されているわけではない)。
- D. B の動作によって、行為者から (行為者の身体・道具を通して) 行為対象にエネルギーが伝達された結果、後者に A の目標通りの変化が直ちに生じる。そして行為者が知覚を通じてそれを把握する。
- E. B の動作の実行およびその結果行為対象に生じる D の変化の主たる責任は行為者に帰せられる。 (西村 1998: 124、Lakoff and Johnson 2003² [1980¹]: 69-72 から作成)

cf. Agent-patient interactions are prototypical for verbs as well. In actually observing such events, we scan them sequentially: at a given point in time, we can only observe the situation manifest at that instant. The schematic characterization reflects this aspect of the archetypal experience while abstracting away from all specific content. A verb profiles a process, a relationship scanned sequentially in its evolution through time. (Langacker 2008: 539)

3. 使役をめぐる重要概念

■基礎行為 (basic action)・使役行為 (causative action) とゲシュタルト³

- 原因事象における行為者の対象への働きかけ …→ 基礎行為
(1): 「窓の取っ手に手をあて、向こう側に押すこと」 など
ただし、以下の関係が成立している必要がある
(1): 「窓の取っ手を握り窓を押す」という行為の結果、「その窓が開く」ということが起これば、その行為は、「窓を開ける」という行為で (も) ある (cf. 西村 1998: 123)
一重下線部：基礎行為 (低次の行為) 二重下線部：使役行為 (高次の行為)
- (8) の A-E のような特性の集合がプロトタイプを形成するのは、それらが実際にわれわれの経験の中で繰り返し一緒に現われ、1つの (全体のほうがその構成要素よりも基本的であると感ぜられる) まとまりとして経験している——経験のゲシュタルトを構成している——からである。 (cf. 西村 1998: 127)

■真正使役 (true causative) と許容使役 (permissive causative)

- (9) It is easy to see the relationship between true causative and permissive In both constructions, the anterior event (or its agent) has some control over whether or not the effect is realized: with the true causative, the anterior event/agent has the power to bring the effect about; in the permissive, the anterior event/agent has the power to prevent the effect from coming about. In both types, the realization of the effect is, at least partially, within the control of the causer/permitter. (Comrie 1989² [1981¹]: 171)

真正使役：「行為者が自らの力を行使し、行為対象に対して働きかけを行なったからこそ、行為対象に意図通りの変化が生じた」 原因事象と結果事象のつながりが明瞭。

許容使役：「行為者は、結果事象が生じないようにする (prevent) こともできたのに、それをしなかったために結果事象が生じた」

許容使役の例 (10)-(15) :

- (10) Some people seem to let their kids do whatever they like. (LDOCE online)
- (11) 希望者には、大学所有の撮影機材を使わせた。
- (12) 花子は、お腹を空かせた太郎に好きなだけ食べさせた。
- (13) (自身の投稿が炎上中の人物の発言として) 言いたい奴には言わせておけばいいんだ。名誉棄損で訴えたりなんてしないよ。面倒だし相手にしない。
- (14) My husband sometimes lets his temper get out of hand. (西村 1998: 164; 西村 2019: 119)

³ ここでは西村 (1998) に基づいて基礎行為・使役行為という概念を導入する。西村 (1998: 193) にも述べられている通り、「基礎行為」を「手をあげる」「指を曲げる」などのように、別のいかなる行為にも依存しない行為として、より限定して使うことも多い。黒田 (1975) も参照。

(15) 母親は交通事故で子どもを死なせた。

(Ikegami 1982: 110, 原文はアルファベット表記。母親が事故を引き起こしていない場合)

- (11)など: 許可
- (13)など: 黙認・意図的放任
- (10)-(13): ①②の性質を有する事態を記述するが、「主語の指示対象が結果事象の生起を妨げることができる立場にあるにもかかわらずそれを妨げないために、結果事象が起こった」という許容使役の解釈を含むもの。
 - ① 結果事象で表わされる行為の主体（すなわち、使役行為の対象）が結果事象を誘発する性質をもつ
 - ② 使役行為者がその結果事象の生起を意図的に妨げない（あるいは後押しする）方策をとる
- 負の行為: 「(結果生起を防ぐ) 基礎行為を遂行すること」と「その行為を遂行しないこと」という可能な選択肢のうち、後者を意図的に選択している。(結果事象を引き起こさないための行為を遂行できる立場にある者が)「その行為を遂行しない」という基礎行為を遂行することによって、使役行為を成したと捉えることができる。このとき、その者は結果生起の責任の主体とみなされ、拡張した意味での使役行為者となる。(cf. 西村 1998: 165)

(14)・(15) では、どのような意味で主語の行為者が原因事象を引き起こしたと言えるのか

- ➔ (14): 自身の感情であれば通常はコントロール可能であり、コントロールすることが期待される。しかし、夫がそれをせず、自分の感情が手に負えない状態になっている
「負の行為」(の拡張例)としてとらえることが可能
- ➔ (15): 受身形式の (i) に非常に近い意味を表わしてはいるものの、(15) は主語の指示対象に対して「責任」の概念を遡って適用することが可能な範囲に収まってはいる。(16)-(18) 参照。結果事象の生起を妨げるべき立場にあったのにそれをしなかったという意味で、主語に責任があり、主語の負の行為が原因であると考えることができる。(18c) のように親子を逆転させると容認度が低くなる(西村 1998: 168)。

(16) The mother is here [in (11)] of course neither the intender (of her child's death) nor the actor (who killed her child) [...]. The responsibility for the child's death is nevertheless attributed to her and she is represented as the (unintentional) 'indirect causer' of the unhappy incident—an instance of notional stretching to which it will not be easy to find a parallel in English. The notion of causation in Japanese here approaches that of 'adversative passive' as represented in the following sentence:

[(i) 母親は交通事故で子どもに死なれた。[原文はアルファベット表記]]

The mother is here a sufferer, or at most an 'experiencer'. By retroactively stretching the notion of responsibility, Japanese can merge the notion of the experiencer with that of the causer.

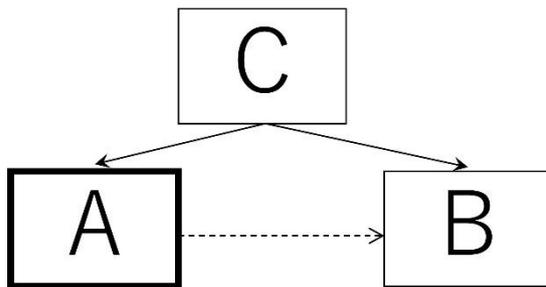
(Ikegami 1982: 110-111)

- (17) ある事態の実現は、それを妨げようと思えば妨げられる立場にある者が、それを妨げない、ということによって成ったという見方も成り立つ。「傍観」「放任」というのがそれであろう。「傍観」といっても、その事態の実現に全く関わりのない者の傍観ではない。この「傍観・放任」が、もっと心理的、主観的なものに進むと、
- [(ii)] 息子二人ヲソノ戦場デ死ナセタ
- というような言い方になる。客観的には、その事象を引き起こしたわけではない […] が、主観的にその事態の出来に責任があるように感じられるという表現である。(寺村 1982 : 300)
- (18) a. {戦争／交通事故} で息子を死なせた母親 (西村 1998: 166 をもとに作成)
 b. {戦争／交通事故} で息子に死なせた母親 (西村 1998: 166 をもとに作成)
 c. (*) {戦争／交通事故} で母親を死なせた息子 (西村 1998: 168 をもとに作成)
 d. {戦争／交通事故} で母親に死なせた息子 (西村 1998: 168 をもとに作成)

4. プロトタイプ・カテゴリーとしての使役構文

■スキーマとプロトタイプ

(19)



- C: A, B に対するスキーマ (A, B の共通性)
- A, B: それぞれ C のインスタンス。C にはあてはまる規定は、A, B の両方に当てはまる。
- A の太枠: 卓立性の度合いが高いことを示す。(ここでは) プロトタイプ。
- 実線の矢印: スキーマ → そのインスタンス
- 点線の矢印: 拡張元 …> 拡張例
- C (共通性) が知識として定着した場合であっても、そのインスタンス A, B の知識は必ずしも失われず、ネットワーク全体で 1 つのカテゴリーを成す

使役構文をプロトタイプ・カテゴリーとして見る利点

- 特定の状況で使役構文が使用される理由を説明できる
 - 容認性など言語に現われる様々な段階性を自然にとらえられる
 - 言語間の対照が行ないやすい (共通点と相違点)
- cf. 非常に抽象性の高いスキーマだけで規定してしまうと、スキーマに合致していても容認性が低い例があることを説明できない

引用文献

- Comrie, Bernard (1989² [1981¹]) *Language universals and linguistic typology: Syntax and morphology*. The University of Chicago Press.
- Ikegami, Yoshihiko (1982) 'Indirect causation' and 'de-agentivization'—The semantics of involvement in English and Japanese—. 『外国語科研究紀要』 東京大学教養学部. 29(3): 95-112.
- 黒田亘 (1975) 『経験と言語』 東京大学出版会.
- Lakoff and Johnson (2003² [1980¹]) *Metaphors we live by*. The University of Chicago Press.
- Langacker, Ronald W. (1990) *Concept, image, and symbol: The cognitive basis of grammar*. Mouton de Gruyter.
- Langacker, Ronald W. (2008) *Cognitive grammar*. Oxford University Press.
- Lyons, John (1977) *Semantics*. vol.2. Cambridge University Press.
- 西村義樹 (1998) 「行為者と使役構文」 中右実・西村義樹 『構文と事象構造』 107-203. 研究社.
- 西村義樹 (2019) 「使用基盤モデルから見た make/let 使役構文」 住吉誠・鈴木亨・西村義樹 (編) 『慣用表現・変則的表現から見える英語の姿』 108-125. 開拓社.
- 西村義樹・長谷川明香 (2016) 「第 19 章 語彙、文法、好まれる言い回し—認知文法の視点—」 『日英対照 文法と語彙への統合的アプローチ—生成文法・認知言語学と日本語学—』 282-307. 開拓社.
- 西村義樹・野矢茂樹 (2013) 『言語学の教室』 中公新書.
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』 くろしお出版.